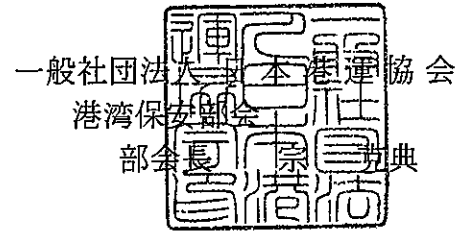




2023第003号
2023年4月3日

関係地区港運協会長 殿
全日本ワッチマン業協会長 殿



「PSカードの早期更新に係る周知協力」及び
「PSカード関係の使用規約改定」について

標記につきまして、今般、別添のとおり国土交通省港湾局より「PSカードの早期更新に係る周知協力について」及び「PSカード関係の使用規約改定について」の周知依頼がありました。

国土交通省港湾局は、世界的な半導体不足の影響を受け、PSカードの更新に必要なICチップ確保が困難なことから、一部のPSカードの有効期限を2023年12月31日まで延長し、更新手続を中止しておりましたが、準備が整ったので、2023年4月から更新手続を再開するとのことです。

更新手続再開にあたって、「更新申請に係る周知事項」として、更新申請が集中した場合、更新カードがお手元に届くまで時間を要するおそれがあるため、早期に更新手続を行うよう協力が求められております。更新手続が中止され、有効期限が延長されていたPSカードについては下記のとおりです。

また、併せてPSカード関係の使用規約がより手続きが効率化できるよう改定されました。(改定された使用規約は、下記の国交省ホームページ(URL)よりご参照下さい)

つきましては、お手数をおかけいたしますが、貴地区関係事業者はこの旨ご周知下さるようお願い申し上げます。

記

■更新手続が再開する/有効期限が延長されていたPSカード

- ・有効期限が「2021年9月1日～2023年12月30日まで」のPSカード
- ・更新申請期限：2023年4月1日から(原則)6月30日まで

(注)更新時に発行されるPSカードの有効期間は、元の有効期限(表面に記載)の翌日から5年間。

■国交省ホームページ(URL)

https://www.mlit.go.jp/kowan/ps_card.html

※出入管理情報システム導入港

東京港、横浜港、川崎港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、
下関港、北九州港、博多港、新潟港、高松港

(写) 関係地区港運協会、特別会員

事務連絡
令和5年3月29日

一般社団法人日本港運協会 殿

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

PS カードの早期更新に係る周知協力について

平素より、港湾行政に対する格別の御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、PS カードの更新手続について、現在、一部 PS カードの有効期限の延長により中止しているところですが、準備が整いましたので、令和5年4月から再開することとしました。

一方、今般の更新申請は対象カードが約5万枚と多く、受付期限直前に更新申請が集中した場合、更新手続により多くの期間を要し、更新カードがお手元に届くまで時間を要するおそれがあります。

つきましては、早期の更新申請に関し、別紙の事項及び周知用リーフレットのとおり、貴協会関係者の皆様への周知に御協力を賜れますようお願い申し上げます。

更新申請に係る周知事項

1. 更新申請対象

- ・有効期限が 2021/09/01～2023/12/31 となっている PS カード

2. 更新申請受付期限

- ・原則、令和5年6月30日（金）（必着）

※詳細は、地方整備局等から登録事業所あてに送付される「PS カードの更新案内」を御覧ください。

※期限直前に更新申請が集中することも予想されます。今般の更新申請は対象カードが約5万枚と多く、受付期限直前に更新申請が集中した場合、更新手続により多くの期間を要し、更新カードがお手元に届くまで時間を要するおそれがあります。また、申請内容の不備や不適當な写真の貼付がある場合は発行ができない可能性がございます。このために、更新受付期限に関わらず可能な限り早期に更新申請に御協力のほどよろしく申し上げます。

3. その他

- ・更新時に発行する PS カードの有効期間は、元の有効期限（PS カード表面に記載）の翌日から5年間となります。更新申請の開始が遅くなってしまい大変申し訳ございませんがよろしく申し上げます。

2021年9月1日から2023年12月31日までに
有効期限を迎えるPSカードについて

早期の更新申請を お願いいたします

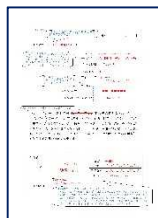
御確認ください

- ☑ 受付期限は6月30日です。
- ☑ 地方整備局から送付された様式等に必要事項を記入しお早めに申請ください。
- ☑ 更新時に発行するPSカードの有効期間は、元の有効期限（表面に記載）の翌日から5年間となります。



必要書類

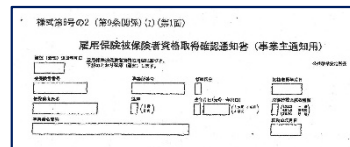
様式3



様式5-1 (地方整備局等から送付)



雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し等



詳しくは、国土交通省HPを御確認ください。

港湾 PSカード

検索

国港海第 460 号
令和 5 年 3 月 29 日

一般社団法人日本港運協会 殿

国土交通省港湾局海岸・防災課長
(公印省略)

出入管理情報システム使用規約、PS カード使用規約及び PS カード申請
受付システム使用規約の改定について

標記について、別紙のとおり改定したので、通知します。

出入管理情報システム使用規約等の一部改正について

令和5年3月
海岸・防災課危機管理室

1 改正の概要

今般の出入管理情報システム使用規約、PSカード使用規約、PSカード申請受付システム使用規約の一部改正は、これまでの運用実績を踏まえた実施主体の明確化、手続の簡略化等や港湾法・JIS法改正に伴う引用条文等の修正等を行うものである。

2 改正の内容

(1) 実施主体の明確化

- ・実施主体が国土交通省とされている手続等については、港湾法施行規則第40条に基づき地方整備局等に職権委任されているため、地方整備局等と明確化する。

(2) 手続の簡略化等

- ・PSカード申請受付システムのアカウントについて、事務処理の効率化のため、メールアドレスではなく、事業所登録番号をアカウントとして発行する。
- ・事業所情報報告書の届出とPSカード申請受付システムの使用希望届出を同時に行うことができることとする。
- ・多様な性への配慮の観点から、性別の記載を削除する。
- ・PSカードリーダー等の削減にかかる本システム使用変更の手続きについて、明確ではなかったため、追加にかかる手続きと同じく、使用変更届出・申請等を行うよう明確にする。
- ・各種申請について地方整備局等の承認を受けることを明確にする。
- ・有効期間の延長に関する措置を明確にする。

(3) 港湾法・JIS法改正に伴うハネ改正

- ・港湾法第50条の2 → 第48条の4 (電子情報処理組織の設置及び管理等)。
- ・日本工業規格A列4番 → 日本産業規格A列4番

(4) その他

- ・誤謬等を修正する。